

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

様式第33号の3 (第101条の5、第101条の7関係) (第1面)
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
 (必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

振票種別 1. 個人番号

2. 被保険者番号 3. 資格取得年月日 (3昭和 4平成 5令和)

4. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ) キ ュ ウ フ コ ウ シ

5. 事業所番号 6. 給付金の種類 (1 基本給付金 2 再就業給付金)

<賞金支払状況>

7. 支給対象年月その1 8. 7欄の支給対象年月に支払われた賞金額 9. 賞金の減額の日数 10. みなし賞金額

11. 支給対象年月その2 12. 11欄の支給対象年月に支払われた賞金額 13. 賞金の減額の日数 14. みなし賞金額

15. 支給対象年月その3 16. 15欄の支給対象年月に支払われた賞金額 17. 賞金の減額の日数 18. みなし賞金額

※公共職業安定所記載欄

60歳到達時等賞金登録欄 19. 賞金月額 (区分一日額又は総額) (1 日額 2 総額) 20. 登録区分 21. 基本手当の受給資格 22. 定年等修正賞金登録年月日

高年齢雇用継続給付受給資格確認票項目記載欄 23. 受給資格確認年月日 24. 支給申請月 (1 奇数月 2 偶数月) 25. 次回 (初回) 支給申請年月日 26. 支払区分

27. 金融機関・店舗コード 口座番号 28. 未支給区分 (空欄 未支給以外 1 未支給)

その他賞金に関する特記事項

29. 30. 2日欠勤、30,000円減額 31.

上記の記載事実に戻りのないことを証明します。
 事業所名 (所在地・電話番号) 株式会社 雇用保険 東京都千代田区霞が関1-2-2
 令和 5年 8月 15日 事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎

上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。
 雇用保険法施行規則第101条の5及び第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。
 令和 5年 8月 15日 ○○公共職業安定所長 殿 住所 東京都千代田区九段南1-2-1
 申請者氏名 給付 公二

払渡希望金融機関指定届	32. フリガナ	キョウフシヨクシヨ		イイバシ	金融機関コード	9890		店舗コード	297	
	名称	給付信用金庫		飯田橋	本店	9890		支店	297	
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通)	7654321						
	ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)	-						

賞金納付日: 日 賞金支払日: 月, 日 賞金形態: 月給, 日給, 臨時給, 臨時賞金
 所定労働日数: 7欄 日 11欄 日 15欄 日
 通勤手当 (毎月・3か月・6か月) () - 欄

※ 資格確認の可否 可 - 否
 年齢確認書類 住・免・()
 資格確認年月日 令和 年 月 日
 通知年月日 令和 年 月 日

社会保険労務士記載欄	作成年月日・委託日付・委託代理者の氏名	氏名	電話番号	※	所長	次長	課長	係長	係	操作者
------------	---------------------	----	------	---	----	----	----	----	---	-----

この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。

1 「個人番号」

・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

2 「被保険者番号」

・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

3 「資格取得年月日」

・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

5 「事業所番号」

・当該事業所の事業所番号を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記入事実には誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

被保険者本人が氏名を記載してください。

ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。

その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」

「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。

「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

※ 最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合はあらかじめハローワークにご相談ください。